

郡山市私立保育園職員研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育園の職員を対象とした保育の質の向上を図るための研修（以下「研修」という。）を実施する特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金その他研修の実施に要する経費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、400,000円を限度とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業の実績報告は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了後、速やかに行うものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、改正後の郡山市私立保育園職員研修費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度以降分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。